

# 事案調書(戦略会議)

審議日 令和5年9月5日

案件名	相模原市体育館の廃止に向けた検討について						
所管	市民	局 区	部	スポーツ施設課	担当者	内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が著しいことから廃止により利用者の安全を確保</li> <li>・市体育館廃止による指定管理料の削減</li> </ul>					
	効果測定指標					施策番号	
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標						

審議事項 <b>(庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市体育館の廃止時期を、令和7年3月末(令和6年度末)とすることについて</li> <li>・廃止に伴う料金改定について、料金改定を行わないとすることについて</li> </ul>
戦略会議 審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。

## 事案概要

相模原市行財政構造改革プランにおいて、「築60年を超える老朽化が著しい施設のため、指定管理者更新のタイミングでの廃止に向けた取組を実施し、市体育館が担っていた機能については、周辺施設などを活用し、代替場所の確保に努める。」と示されたことから、廃止に向けた検討をするもの。

## 事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	庁議	→						
	議会	→						
	議会		→					
	議会			→				
	9月議会(廃止)部会説明 12月議会(廃止)議案提出 3月議会(次期指定管理)議案提出							
		次期指定管理期間 (1年間)						
		跡地活用に係る検討						
			解体設計					
				解体工事				

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(総務費)		14,170	14,170						
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		14,170	14,170	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 <sup>2</sup>									
一般財源拠出見込額		14,170	14,170	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困の解消	2 気候変動の緩和	3 健全な生活	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギーを普及させよう	8 豊かさをみんなに実感させよう	9 産業とイノベーションに力をかかろう
	10 人や国ごとの格差をなくそう	11 持続可能な都市を創ろう	12 持続可能な消費と生産	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすすめる	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期	令和5年12月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	部会	令和5年9月

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議(第1回) (令和4年10月6日)	廃止に向けた方針、内容、スケジュールについて 利用団体への説明をより実施していく必要がある。
関係課長打合せ会議(第2回) (令和5年4月4日)	利用団体からの要望、意見を踏まえた上での廃止について 一部資料を修正した上で、調整会議に付議する。

備考

## 庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (4/12)</p>	<p>【市体育館の廃止時期について】 ○(アセットマネジメント推進課長)改革プランでは、指定管理者更新の際に廃止するもののその条件として代替の確保に努めると示されている中で、令和6年9月には代替場所が確保されるため、令和6年10月で廃止ということも検討してはどうか。 (スポーツ施設課長)けやき体育館は特定天井の工事が1年間かかることから、スムーズに移行するために、工事が終わる令和6年度末に廃止したいと考えている。 (総務法制課長)今回の提案は、利用団体の声を聞いてのことと思われるが、半年に短縮されることで、また振り出しに戻って利用団体を説得できるかは大事なところだと考えるがいかがか。 (スポーツ施設課長)利用団体の説明会では、壊すまでは使わせて欲しいという意見が非常に強く、廃止後に建物が残る期間を短くしたいと考えており、代替のけやき体育館が令和6年度末まで工事をする事及び令和6年度の後半に建物だけ残るといった状況を避けたいということで、令和6年度末まで利用する提案になっている。 (アセットマネジメント推進課長)老朽化が著しい施設というところで廃止の方向が出ているので、市民の安全を優先するか、市民のニーズに応えていくのが難しいが、平成9年の耐震補強の時にもう10年延長して平成19年というところが示されている中で、いたずらに廃止時期を遅らせることが果たしていいのかというところは考慮していただきたい。</p> <p>【料金改定の適用時期について】 ○(総務法制課長)新料金の適用時期が令和6年10月となっているが、適用日の基準は規則に記載されている予約可能期間を考慮して設定することとしており、市体育館の規則では、2ヶ月前となっていることから、令和6年6月からの適用になるのではないか。 (スポーツ施設課)これまでもこの運営要綱を基準に料金改定をしていた経過がある。 (総務法制課長)適用日は根幹に関わるものであり、規則は2ヶ月であるが要綱が6ヶ月であるため、条例の適用日を6ヶ月後にするというのは認められない。どうしても6ヶ月後ということであれば、規則改正をすれば令和5年3月の料金改定ルールに則った形になる。 (経営監理課長)経営監理課としては過去の経緯もあり、公平性という観点で、6ヶ月後の適用としたいと考えている。 (スポーツ施設課長)9月に規則改正を行っても先行した予約部分等に支障は生じないと思われる。また、その方が今後のことを考えて公平性が保たれるのであれば規則改正する。</p> <p>【財源について】 ○(財政課長)財源の捻出については、市民局として事業の見直しなど検討いただき、それも含めて精査することになるであろう。 (スポーツ施設課長)指定管理料をどこまで引けるかどうかというところはあるが、指定管理の期限を迎え、そこを積算する中では、できる限りの精査してまいりたいと考えている。 (財政課長)改革プランで示されている効果額について、整理していただきたい。 (政策課長)効果額に見合う財源の確保については、局内で検討するという事で良いか。 (スポーツ施設課長)財政課と調整していく。</p> <p>&lt;原案のとおり上部会議へ付議する。&gt;</p>
----------------------------------	--

<p>決定会議の 主な議論 (4/19)</p>	<p>【代替施設について】  (財政局長)けやき体育館は代替施設として適正なのか。  (スポーツ・文化担当部長)けやき体育館は、障害者のための施設ということで、レクリエーション協会としても、障害者スポーツの普及活動を重要視しており、障害者に対して様々な運動機会を提供していくことが、いわゆる共生社会の実現にとって重要であるため、その方向性は合致していると思われる。福祉部局とも調整しながら進めてまいりたい。  (南区副区長)けやき体育館の利用率が非常に高いとのこと、何割ぐらい空きがあるのか、数字でしっかり示さないと、代替施設というのは厳しいのではないか。  (財政担当部長)コマ数など、けやき体育館に代替可能性がどれだけあるかを示さないと、令和6年9月で廃止するのが良いのではないかという議論になるが、そこは調整可能なのか。  (スポーツ施設課長)利用率としては9割程だが、平日夜間と土日の稼働率が高く、平日の日中は空いている時間もある。市体育館利用者は平日日中の活動が多く、その時間帯に注目をしている。指定管理者の入替に伴い、例えば、指定管理者から自主事業として提案していただくとか、うまく利用ができるような形で、具体的な調整を進めてまいりたい。  (総務局長)利用者にけやき体育館やスポーツレクリエーションパーク等が代替施設だと説明してしまうと、利用者からすると、優先的に使えんと思ってしまう危険性もあるのではないだろうか。けやき体育館に9割の稼働率があることを踏まえると、市体育館の利用者が使えるコマ数は限られるので、代替施設があると説明した一方で、何の裏付けもなかった場合に、利用したくても実は利用できないという危険性もあると思うので、利用者への説明と資料についてはよく検討してもらいたい。</p> <p>【廃止時期について】  (市長公室長)市体育館の廃止に向けた検討ということで、議論のポイントは廃止時期が令和7年3月ということだと認識している。  (財政局長)南北の総合体育館のコマ割りを変更するのが令和6年10月ならば、そこで利用料金を改定せずに廃止するのが適正であろう。  (総合政策・少子化対策担当部長)令和6年9月に廃止する場合の課題は何か。  (スポーツ施設課長)代替施設の確保である。けやき体育館の利用状況を見ても、代替施設としてなり得るかという意見もあるが、距離が近いということと、障害者のスポーツの振興ということで、利用者からもけやき体育館を代替施設にして欲しいという意向がある。利用者の意向も踏まえた円滑な移行のために、令和7年3月末の廃止を提案している。</p> <p>【利用料金について】  (財政局長)代替施設の一つであるけやき体育館の改修工事終了するまで残すという理屈だとすれば、利用料金を据え置きとする理由はしっかりと示してもらいたい。  (財政担当部長)本件が、南市民ホールと異なる点が、令和5年3月までに廃止ということを行財政構造改革プランで定めていたが、結果的に1年後ろ倒しになったことを踏まえると、廃止時期に理解をいただけたとしても利用料金の改定は難しいであろう。利用者との調整に時間を要したという部分をしっかりと説明していく必要がある。</p> <p>&lt;原案を一部修正し、上部会議に付議する。&gt;</p>
----------------------------------	--

<p>戦略会議の 主な議論  (4/27)</p>	<p>【代替施設について】  (中央区長)老朽化による施設廃止は避けられないと思うが、困る利用者が大勢いるので、代替場所の確保までがセットである必要があると考える。  (市民局長)利用団体からも、活動の場が失われてしまうため代替場所の確保をして欲しいと言われている。代替場所としては、南北の両総合体育館の貸出提供コマ数を変更することや、公民館の会議室への誘導などを検討しており、利用団体の活動規模・特性に応じた代替場所を確保する必要があると考えている。  (隠田副市長)けやき体育館は障害者の体育施設であるため、けやき体育館の特定天井改修工事の時期を踏まえ、廃止時期を定めるといふ考え方は違和感を感じる。  (森副市長)両総合体育館の貸出提供コマ数の変更について、実際の利用形態や利用時間などから検証した結果から検討したものか。代替場所を考えるにあたっては、利用者がどのように使いたいかをよく把握する必要がある。単にコマ数を増やすことで利用できる枠が増えるから代替となると考えるのは危険である。  (総務局長)貸出提供コマ数の変更については、1コマあたりの利用時間が減ることになるため、両総合体育館の利用者に対してもあらかじめ周知が必要ではないか。説明の仕方や時期などは工夫が必要である。また、その他代替施設になり得る施設の利用者にとっても、市体育館の利用者が流れる可能性があるため影響が大きいのではないかと考える。</p> <p>【廃止に向けた取組について】  (市長)廃止に向けての取組として、説明会は利用団体のみにしか実施していないのか。  (市民局長)利用団体のみであり、一般市民に対するオープンハウスのようなものは実施していない。  (スポーツ施設課長)施設を月に1回以上ご利用いただいている約50団体を対象に、説明会のご案内を出し、出席されたのが26団体の38名である。  ○(市長)利用団体説明会に出席した26団体の38名にしか説明をしていないのは、寄り添った対応と言えるのか。廃止に向けての説明・対話が薄いと感じる。  (市民局長)今後、利用頻度が少ない団体などにもしっかりと説明していきたいと考えている。  (市長)戦略会議で決定したあとに説明するのでは、結論ありきになってしまうのではないかと。廃止を決めた後に説明するのではなく、もう少し時間をかけて、丁寧に進めた方が良いと考える。</p> <p>(隠田副市長)会議で出た意見を踏まえ、廃止を決定するにあたって何を決める必要があるのか、どのように説明し理解を得る必要があるかなどについて、もう一度しっかりと整理したうえで、再度戦略会議に諮ること。</p> <p>&lt;継続審議とする&gt;</p>
---------------------------------------	---

令和5年9月5日  
戦略会議

# 相模原市体育館の 廃止に向けた検討について

〈スポーツ施設課〉



# 1 審議事項

- 1 これまでの経緯
- 2 対話で寄せられた市民意見・要望への対応
- 3 市体育館の方針について

## 2 これまでの経緯① (4月27日戦略会議 前)

### 【行財政構造改革プラン策定(R3.4)】

- 築60年を超える老朽化が著しい施設のため、指定管理者更新のタイミングでの廃止に向けた取組を実施する。
- 市体育館が担っていた機能については、周辺施設などを活用し、代替場所の確保に努める。



### 【利用団体との対話(R3.11~R5.4)】

- ・利用団体説明会 (延べ26団体38名 : R5.1月16, 25, 29日)
- ・市弓道協会との対話 (5回)
- ・市弓道協会から存続に向けた要望書受領
- ・市レクリエーション協会との対話 (1回)
- ・市レクリエーション協会 嘆願書受領 (698名)



## 2 これまでの経緯② (4月27日戦略会議 後)

### 【戦略会議(R5.4.27)】

- ・ 廃止に向けて市民への寄り添った説明・対話を行う
- ・ 代替場所の利用者の意向を把握する



### 【利用団体、市民との対話(R5.4.27~)】

- ・ 利用団体説明会欠席団体へのアンケート  
(対象：30団体 回答：12件)
- ・ 市弓道協会との対話 (1回)
- ・ 市体育館近隣住民へのアンケート (583件)
- ・ 両総合体育館利用者へのアンケート (152件)
- ・ オープンハウス (199件)



市民の声を踏まえた上で方針案を再検討

### 3 対話で寄せられた意見・要望

#### ① 廃止について

- ・市体育館の存続を望む意見について  
→老朽化が著しい施設であるため、長期間安全にご利用いただくことは困難。
- ・早急な決定を望む意見について  
→早急な決定を望む意見が複数あった点を踏まえ、廃止に向けた調整を進める。

#### ② 市のスポーツ施策について

- ・中央区に体育館を望む意見について  
→令和4年度に実施している「淵野辺公園拡張区域等（Yゾーン）整備事業（総合体育施設整備事業を含む。）に係る市民アンケート」における、市民のスポーツ施設に対するニーズ等も踏まえ、今後の施策の参考としていく。

#### ③ 跡地活用について

- ・廃止後の跡地活用について  
→廃止決定後、「未利用資産活用・調整会議」にて庁内検討を進めていく。

#### ④ 代替場所の検討について

代替場所	課題	対応
両総合体育館	交通アクセスが不便	神奈川中央交通に対して、引き続き要望を行っていく。
	利用率が高く空きが少ない	次期指定管理者公募時に貸出時間区分を指定※1、利用可能枠を増加させる。 ≪令和6年10月利用分（令和6年4月予約開始分）から適用≫
学校体育施設の開放	空きがなく新規登録が出来ない学校が多い	「学校開放の在り方検討」において、今後の運営方法を検討していく。
公民館	利用可能種目が限られる	健康体操、ダンス等の代替場所としては利用可能なため、個別相談の際に、活動内容を踏まえ、ご案内していく。
スポーツ・レクリエーションパーク		令和6年4月より健康体操やダンス等で利用可能な多目的室が供用開始。

※1「貸出時間区分」の変更案

	現行	変更案
貸出時間区分	午前（3h）午後（4h）夜間（4h）の3コマ	1コマ2hとし、6コマ
提供可能コマ数	年間1,026コマ	年間2,052コマ

## 4 団体との対話から寄せられた意見・要望

### 《弓道協会からの要望》

- ・横山公園内に弓道場を建設してほしい。
- ・夜間に公共交通機関を利用して活動できる代替場所が必要である。
- ・両総合体育館の団体利用について柔軟な対応をしてほしい。
- ・市体育館が解体されるまでは利用できるようにしてほしい。

#### (対応)

弓道場の建設については、必要性も含め庁内検討を進めつつ、市体育館廃止に伴う代替場所については、[両総合体育館の活用](#)にて対応する。

### 《レクリエーション協会からの意見・要望》

- ・跡地が決まっていないのに廃止にするのはおかしい。
- ・協会を維持するには、定期的に利用できる施設が無ければ難しい。
- ・障害者も参加できる活動を行っており、けやき体育館の定期利用を希望する。

#### (対応)

利用機会の確保については、両総合体育館、スポーツ・レクリエーションパーク多目的室等の活用にて対応する。

## 5 アンケート、オープンハウスの結果

### 《市体育館利用団体》

利用団体の80%が代替場所での活動が難しいとの回答があったが、別の質問項目では約3割が中央区以外からの利用者であり、利用する理由の「近いから」「交通の便がよい」といった地理的な理由の回答は26%であった。また、代替場所と考える両総合体育館と公民館を既に利用している団体が69%あった。



**代替場所の利用率を増やすことで、活動場所としての移行がある程度は可能**

### 《市体育館近隣地域》

「市体育館を残すべき」が41%、「廃止もやむを得ない」が42%とほぼ同割合であるものの、市体育館を残すべきと回答した人のうち、半数が市体育館を利用したことがない。



**代替場所での活動はある程度は可能**

## 《両総合体育館利用者》

利用時間の区分を「変更しないほうが良い」との回答が75%あったが、その中には、「1区分の時間を2時間ではなく3時間であれば良い」といった、区分を変更することに反対ではない意見もあった。また、指定管理者から時間を余らせている団体があるとの報告もあった。



時間区分の変更による利用状況を確認し、利用しやすい時間区分を検討する

## 《オープンハウス》

市体育館を利用したことがあるか

	回答数	率
ある	74	37%
ない	125	63%
計	199	100%

市体育館の廃止について

	回答数	率
許容できない	22	11%
ある程度許容できる	98	49%
許容できる	63	32%
分からない	16	8%
計	199	100%



施設の廃止について、「許容できる」「ある程度許容できる」が80%を超えている

## 6 市民意見への対応

現在の利用者が途切れることなく活動ができるように  
対策を講じていく必要がある。



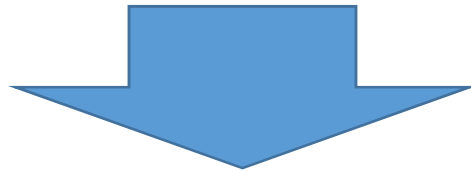
- 両総合体育館の利用時間区分を変更し、利用可能枠を拡大する
- 施設の解体を行うまで、利用を可能とする
- 代替場所への利用移行を円滑に行えるようにする

### 廃止の時期の検討について

廃止時期	課題・検討事項
令和6年3月末	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃止後に1年間施設が現存してしまうため、解体まで利用したいという、利用団体の要望に応えられない。</li><li>・両総合体育館の新貸出時間区分適用までに半年間要する。</li></ul>
令和7年3月末	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営経費が発生する（指定管理（R5当初予算:1,417万円））</li><li>・施設の老朽化リスクが上昇</li><li>・受益者負担の在り方の基本方針に基づく料金改定の検討が必要</li></ul>

## 7 市体育館の方針について

建築後60年以上が経過し、老朽化が著しい施設であるため、このまま使用することは難しいが、市民意見への対応も必要なことから



**令和7年3月末（令和6年度末）をもって廃止する**

- ・跡地活用については、「未利用資産活用・調整会議」にて、庁内検討を行う。
- ・企業や大学等の施設活用についての調査、検討を進めていく。
- ・本施設は短期間で廃止となる施設であることなどを勘案し、総合的に判断した結果、料金改定は行わないこととする。
- ・令和6年度の管理については、現在の指定管理者を指定することとする。



## 8 今後のスケジュール

時期	検討・対応	代替場所	市体育館	議会等
令和5年9月	庁議			(部会)
令和5年12月				(議会) 条例廃止
令和6年1月	利用団体へ周知			
令和6年3月		(両総体・市体育館)現指定管理期間終了		(議会) 次期指定管理者指定
令和6年4月		(両総体・市体育館) 次期指定管理期間開始		
令和6年10月		(両総体) 新貸出時間区分適用		解体 設計
令和7年3月			(市体育館) 新指定管理 期間終了	
令和7年度				解体 工事

# 事案調査(戦略会議)

審議日 令和5年9月5日

<b>案件名</b>	南市民ホールの方針について																					
<b>所管</b>	市民	局 区		部	文化振興	課	担当者		内線													
<b>事業効果 総合計画との関連</b>	<b>事業効果</b>	構造改革プランで「集約化」の方針が示されている南市民ホールについて、令和8年3月末に廃止することにより、令和8年度以降、下記の効果が生じる。 南市民ホールの廃止による指定管理料の削減(見直し効果額 2千万円/年) 南区合同庁舎の光熱水費等(南区役所区政策課負担分)の削減( 2千万円/年) 南市民ホールの運営を継続することで見込まれる施設・設備の改修費用の削減(見直し効果額 6億円) (代替施設の1つであるグリーンホール多目的ホールの音響改修にかかる経費が別途必要となる。)																				
	<b>効果測定指標</b>								<b>施策番号</b>													
	<b>事業効果 年度目標</b>			R 5		R 6		R 7		R 8												
							・代替施設の改善		・施設廃止による指定管理料の削減 ・南区合同庁舎光熱水費等削減													
<b>審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)</b>	・これまでの経緯 ・対話で得た市民意見・要望への対応について ・南市民ホールの方針について ・スケジュール ・今後の方針																					
<b>戦略会議 審議結果 (政策課記入)</b>	○原案を一部修正し、承認する。																					
<b>事案概要</b>																						
南市民ホールの方針案を令和4年9月に示した後、11月に市民説明会を2回開催、12月、1月は各地域や利用団体からの意見聴取やオープンハウス形式によるアンケート調査を実施した。 また、令和5年7月には、市長の出席する意見交換会を2度開催した後、8月にもオープンハウスを実施した。 いただいた意見や課題等について検討を行い、南市民ホール廃止の方針案について審議するもの。																						
<b>事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工</b>																						
<b>○事業スケジュール</b>																						
<b>実施内容</b>	施設	R 5                                  R 6                                  R 7                                  R 8																				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3									
	南市民ホール				意見交換会		部会			条例改正												
グリーンホール多目的ホール										音響改善基本設計			音響+特定天井 実施設計			音響+特定天井工 事						休館 (3~6ヶ月)

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(委託費・使用料)		40,000	40,000	70,000	0	0	0	0	
うち任意分									
特財	国、県支出金								
	地方債								
	その他			30,000					
一般財源		40,000	40,000	40,000	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 <sup>2</sup>									
一般財源拠出見込額		40,000	40,000	40,000	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和5年12月議会	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし		時期			議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議 (政策課・経営監理課・財政課・アセットマネジメント推進課・公共建築課・南区役所区政策課・南区地域振興課・区政推進課)	南市民ホールの廃止時期及びその理由を明確化したうえで庁議に付議する。
調整会議(3/6)	次頁のとおり
関係課長打合せ会議 (政策課・経営監理課・財政課・アセットマネジメント推進課・公共建築課・南区役所区政策課・南区地域振興課・区政推進課)	<p>【関係課長打合せ会議に向けた調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調整会議での議論を踏まえ、議会提出時期を令和5年6月議会から9月議会へ延期</li> <li>廃止時期について、代替施設であるグリーンホール多目的ホールの音響改善工事を踏まえ、令和6年9月末から令和8年3月末へ延期した</li> </ul> <p>【関係課長打合せ会議での調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃止時期の延期に伴い、令和7年4月以降、利用料金を改定することとした</li> <li>令和6年度以降の次期指定管理の選考について、廃止までの間、文化財団へ運営を委託することを想定していたが、6月部会開催後にR6・7の2年間の管理を公募することとした。</li> </ul>
調整会議(4/14)	次頁のとおり
決定会議(4/19)	次頁のとおり
戦略会議(4/27)	<p>【スケジュールについての調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部会説明の前に、市長の出席する意見交換会を開催することとした</li> </ul>

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (3/6)</p>	<p>【スケジュールについて】                  (人事・給与課長)最終的な方針を今回の庁議で決定するとなると、6月議会で提出予定となっているが、この調整会議で方針決定したものを改めて部会もしくは全員協議会で説明するということが。                  (文化振興課長)5月に部会を開催する予定であり、現在調整しているところである。                  ○(総務法制課長)対応方針において、令和6年9月末で廃止するという結論を出しているが、令和6年9月末で廃止するという方針で、オープンハウスなど様々な形で市民説明を行った結果、代替施設等の課題もあるが、当初の方針の通り令和6年9月末で廃止するという結論に至ったということで良いか。また、今説明を受けている市民は、まだ市は決定していないと思っているが、まだ決定していないということが良いか。                  (文化振興課長)そのとおりである。様々な意見をいただきながら検討していると説明している。                  (総務法制課長)部会説明についても、令和5年6月に部会を開催し、9月に条例改正するというのが、通常の流れであるが、それよりも早い6月議会で条例改正、さらにその前に部会を開催するとなると、前倒しでやることについて相当の説明が必要になるが総務法制課としては説明が難しいと考えている。時期については、議会でも議論されたが、例えば廃止時期を令和7年3月などに延ばし、庁内検討の時間を設け、そこで検討した上で、部会を開催して、条例改正をするのが、市民に対しても一番誠実な手法であると思われる。                  ○(総務法制課長)市民説明が一旦区切りとなるのはいつ頃か。                  (文化振興課長)ははっきりとは申し上げられないが、方針決定をしているのに、まだ説明を続けている訳にはいかないとと思うので、年度内を目途に考えている。</p> <p>【財源等について】                  ○(財政課長)改修費の財源確保が難しいことと、現行の利用料金のみでは維持管理費の確保が難しいことも理由として挙げられるのではないかと。財政面の部分をどこまで前面に出すかというところはあるが、改めて検討した中で、対応方針を決めるのであれば、財源や利用料金についてもよく検討してもらいたい。例えば、利用料金の増収は困難というだけでなく、それにより維持管理機能の確保が難しいというところを付記した良いと考えている。</p> <p>【音響工事について】                  ○(人事・給与課長)音響改良工事により2週間閉館することだが、実施設計を来年度1年間かかる見込みなのか。2週間ならその分を縮めて、9月までに全部終わらせることはできないのか。                  (文化振興課長)音響版の製造に8か月程度要するので、来年度当初からでは9月に間に合わない。                  (人事・給与課長)令和5年度中に補正予算で対応できないか。                  (文化振興課長)設計費用も補正しなければいけない。                  (人事・給与課長)製作に8ヶ月かかるが、別に設計期間も数ヶ月要するということが。                  (文化振興課長)そのとおりである。設計費用も来年度予算に計上されてない。</p> <p>&lt;継続審議&gt;</p>
<p>調整会議の 主な議論 (4/14)</p>	<p>【スケジュールについて】                  (総務法制課長)前回の提案では、改修工事の完了後すぐに廃止するとなっていた。3ヶ月の猶予期間は必要なのか。                  (文化振興課長)令和6年9月廃止案では、天井の改修工事終了後すぐに廃止する想定であり、猶予期間は設けていなかった。この猶予期間は、副次的な効果もあるが、改修工事にかかる部材の製作期間が想定できないため、パツファを持つことにより、工事が延長したとしても廃止の時期を遅らせないためのものである。むしろ工事が前倒しできれば、どちらのホールも使用できる期間が3ヶ月生じる。早くに閉めることで経費が削減できるという効果はあるが、タイトなスケジュールで進めた結果、部材が入らず、工事が完了する前に、南市民ホールを閉鎖してしまう方がハレーションが大きいと考えているので、猶予期間を設定している。                  (人事・給与課長)9月に予定している設計は、概算の基本設計で、令和6年度に合わせて実施設計を進めるということか。                  (文化振興課長)そのとおりである。                  (人事・給与課長)この調整会議では廃止まで決めて、解体については別途決めるということか。                  (文化振興課長)そのとおりである。南区合同庁舎の在り方の基本構想で定めることとなっている。                  (財政課長)設計などのスケジュールを詰めて、前倒しが可能か、公共建築課には確認しているか。                  (文化振興課長)最大限前倒しで進めたいと考えているが、基本的な進め方でスケジュールを組んでいる。単純に1年半延長するわけではなく、これだけ必要な期間があるということで進めているので、そこを公共建築課との調整で、より短縮できるようであれば、廃止時期は変わらないが、ホールを並行して使用できる期間が長くなるようにしていきたいと考えている。</p> <p>【料金改定について】                  (経営監理課長)料金改定については、難しいところもあると思うが、利用者としてでない市民との公平性の観点から料金改定をお願いしたい。1年間で150万円もの指定管理料削減が見込まれることだが、これは150万円の収入が見込めるということか。                  (文化振興課長)そもそも収入は、指定管理者の歳入であり、3年前の料金改定の際に南市民ホールでは約180万円の指定管理料の削減であったが、パンフレット作成やホームページの更新など30万程度かかったので、差し引き150万円程度の指定管理料が削減されるものと見込んでいる。                  (アセットマネジメント推進課長)関係課長打合せ会議から修正された部分もあるが、所管課としては懸念されることはあるか。また、それに対してどう対応していくのか。                  (文化振興課長)料金改定も含めて様々な意見をいただき、説明したところだが、これで進めると決定されれば、特に懸念されることは無いと考えている。                  (財政課長)料金改定の表現について、150万円の指定管理料の削減見込みとのことだが、上限審査等にも関わってくるので、改定による影響額と、指定管理料の削減見込みと、それぞれ資料に記載してもらいたい。</p> <p>&lt;原案のとおり上部会議へ付議する。&gt;</p>

<p><b>決定会議の 主な議論</b> (4/19)</p>	<p>〔利用料金の改定について〕  (財政局長)元の廃止案である令和6年9月の廃止であれば料金改定は不要であったが、代替施設の改修という市の都合で延期する施設に料金改定を適用させることについて、利用団体等の理解を得ることができるのか。  (総合政策・少子化対策担当部長)受益者負担の基本方針に基づき、様々な議論があったと承知しているが、3年に1度の見直しであれば、改定後3年に満たない施設は料金を変えないという考えもあるのではないかと。  (スポーツ・文化担当部長)廃止する施設を値上げすることについて、市民から意見が寄せられることは想定される。廃止まで1年間ということもあるので、利用料金は据え置きしたいと考えている。  (政策課長)利用料金は、適切な維持管理経費に応じて設定されるものであるが、本施設は設備に大規模な故障などが生じた場合は休止すると明記しており、考慮すべき点だと認識している。  (総合政策・少子化対策担当部長)基本方針には政策的料金という項目もあり、こうした議論の中で、個別の施設について判断したということであれば基本方針まで変える必要はないと考える。  (財政担当部長)本来料金改定する必要が無かった施設なので、政策的な判断として廃止時期を延期しても料金は改定せず、施設の廃止について理解を求めると考える。  (財政局長)一律の基準に合致するかどうかではなく、個々の案件毎に検討を行い、整理されればよいと考える。厳密には、南市民ホールは、廃止ではなく、グリーンホールの多目的ホール等への集約化なので、改修工事音響工事を含む改修工事という施設の都合により延長するので、令和6年9月までの取り扱いがそのまま延長されるということではよいではないか。  (市長公室長)基本方針については、あくまでもルールの基本であり、大きく逸脱するものは改正が必要としても、個別の案件毎に政策判断した理由を明確にして対応するという進めたいと考えている。</p> <p>〔スケジュールについて〕  (総務局長)廃止時期をさらに延期することのないよう、議会対応についてもこのスケジュールとおり進めてもらいたい。  (財政局長)多目的ホールの工期を詰めてもこのスケジュールであると聞いているが、改修工事が少しでも前倒しできれば、廃止時期の前倒しも検討してもらいたい。  (財政担当部長)多目的ホールの改修工事をできるだけ早期に行い、速やかに条件を整え、廃止の前倒しをしてもらいたい。</p> <p>&lt;原案を一部修正し、上部会議に付議する。&gt;</p>
<p><b>戦略会議の 主な議論</b> (4/27)</p>	<p>〔今後のスケジュールについて〕  (市長)今後のスケジュールだが、6月部会説明後に市民説明会を実施するとすると、結論ありきでの説明会になってしまうのではないかと。市民説明会を実施し、市民の意見をしっかりと受け取った上で、最終決定をする必要があると考える。  (市民局長)市民説明会の時期などについては再度検討する。  (南区長)南市民ホールの設備に多額の費用を要する故障等が生じた場合はその時点で休止とし、休止日以降の利用予約者に対し利用料の全額還付を行い準備経費等の損失補償を検討することだが、こうしたリスクを利用者の方にどのように周知するのか。  (文化振興課長)周知方法の詳細は決定していないが、老朽化が進むことによる設備故障等により、使用できないリスクがあるということをし、しっかりと周知する必要があると考える。</p> <p>〔代替施設について〕  (市長)代替施設として想定しているグリーンホールについて、貸出にあたる座席数の制限などをもう少し緩和することはできるのか。  (文化振興課長)グリーンホールは満席だと1,790席で公演をすることができるが、例えばこれを南市民ホールと同規模の400席とすると、1年前から予約ができる中で、満席となり得る大きな公演が開催できなくなってしまう可能性もあり、指定管理者の利用料金収入等にも大きな影響が出るため、慎重に考える必要がある。</p> <p>(隠田副市長)本案件の方向性については承認とし、最終的な決定については市民説明会を実施したうえで意思決定を諮ること。また、大きく変わることがあるようであれば、再度戦略会議に付議すること。</p> <p>&lt;原案のとおり方向性について承認する&gt;  ・改めて市民説明会等の意見を踏まえ、意思決定を諮ること。</p>

令和5年9月5日  
戦略会議  
第1特別会議室

# 南市民ホールの方針について

## 文化振興課

所在地	南区相模大野5-31-1（南区合同庁舎横）				
延床面積	1,265m <sup>2</sup>	収容人員	400人	建築年度	昭和58年（築40年）
利用料金（1日）	平日：47,300円、休日：61,400円 平日直前割引 午前：2,125円、午後：4,200円 （利用日15日前～3日前まで75%割引。H31開始）				

# 審議事項

- 1 これまでの経緯
- 2 対話で得た市民意見・要望への対応
- 3 南市民ホールの方針について
- 4 スケジュール
- 5 今後の方針

# 1 これまでの経緯 (4/27戦略会議前)

## 【行財政構造改革プラン策定(R3.4)】

ホール部分の改修・更新は行わずに、ホール等の類似機能を持つ南区の施設への集約化に向けた取組を実施する。



## 【当初の方針案(R4.9)】

令和6年9月末の廃止案を公表



## 【市民との対話(R4.10～R5.3)】

- ・市民説明会(150名:11/16 71名、11/18 79名)
- ・利用団体、地域への個別説明(30団体 延べ43回)
- ・署名の受取り(2回 7,229筆)
- ・オープンハウス、アンケート調査(1,172件)



# 1 これまでの経緯 (4/27戦略会議後)

## 【戦略会議(R5.4.27)】

市長の出席する意見交換会を開催し、市民の声を受け止めた上で方針を決定する



## 【市民との対話(R5.4.27~)】

- ・意見交換会(245名:7/16 79名、7/18 166名)
- ・利用団体、地域への個別説明(累計30団体 延べ62回)
- ・署名の受取り(3回 13,999筆)
- ・オープンハウス、アンケート調査(449件)



市民の声を踏まえた上で方針案を再検討

# 1 これまでの経緯 主な意見など

## < R5.4.27 戦略会議前 >

- 1 存続（赤字改善、南市民ホールの改修費）について
- 2 代替施設の利用料金について
- 3 代替施設の設備について
- 4 廃止時期、跡地活用について
- 5 市の考え、行財政構造改革プラン、決算等について



## < R5.7.16,18 意見交換会 >

- 1 南市民ホールに対する思い
- 2 文化団体の活動継続について
- 3 文化に対する市の姿勢について

# 1 これまでの経緯

# オープンハウス等

		R4.12 ~ R5.1		R5.8.10 ~ 11		合計	
		回答数	率	回答数	率	回答数	率
		1,172	100.0%	449	100.0%	1,621	100.0%
所在地	知っている	298	25.4%	193	43.0%	491	30.3%
	知らない・分からない	874	74.6%	256	57.0%	1,130	69.7%
意見	残すべき	191	16.3%	94	20.9%	285	17.6%
	廃止もやむを得ない	801	68.3%	294	65.5%	1,095	67.5%
	分からない	180	15.4%	61	13.6%	241	14.9%

## 2 対話で得た意見・要望への対応

### 【対応方針】

- ・市民の文化活動への影響を最小限とする
- ・文化振興策の充実を図る



### 【対応案】

代替施設の改善  
活動場所や機能の確保  
文化振興策の充実

## 2 対応案 代替施設の改善

グリーンホール多目的ホールの利用環境を、南市民ホールにできるだけ近づけ、代替施設としての機能を向上させる。

### 音響改善

特定天井改修工事と同時に音響改善を図る  
(音響設計が必要となるため、**工期の延長が必要**)

トイレ洋式化(多目的ホール全13基のうち、7基は和式)

特定天井改修工事による休館期間中に対応する

### バリアフリー化、舞台・控室などの改良

躯体にかかる工事となり、長期間の工期が必要  
グリーンホールは完成から33年が経過しており、いずれ長寿命化工事の検討が必要となる。

今すぐの対応は難しいため、今後、大ホールの長寿命化工事に合わせ効率的、効果的な改修方法を検討する

## 2 対応案 活動場所や機能の確保

### 廃止時期の延期

グリーンホール多目的ホールの音響改善工事が令和8年3月までかかるため、その間の活動場所を確保するため、廃止時期を令和6年9月から令和8年3月へ延期する

これにより、活動場所を連続して確保する。

南市民ホールの設備更新などは行わない。今後、設備故障等により多額の復旧費が生じる場合、その時点で運営を休止する。

## 2 対応案 活動場所や機能の確保

南市民ホールは、音楽・演劇などの文化活動だけでなく、式典や集会など、利用方法が多様であることに鑑み、多様な活動場所、機能を確保する。

市内大学等と連携し、市民が利用できる活動の範囲を広げ、活動場所の確保につなげる。

- ・ 相模女子大学 マーガレットホール
- ・ 麻布大学 百周年記念ホール
- ・ 国民生活センター 講堂 等

中学生の演劇部の行う舞台操作等について、既存他施設の指定管理者にも協力を仰ぎ、実施できるよう検討する。

- ・ グリーンホール多目的ホール
- ・ 市民会館
- ・ 杜のホール 等

## 2 対応案 文化振興策の充実

市民が積極的に文化芸術活動を行うことができる土壌づくりに努め、市民がより身近に文化芸術を鑑賞する機会の充実を図る。また、子どもが文化芸術に触れる機会を充実させるなど、次代の文化芸術を担う人材の育成を進める。

検討事項	方向性
市民の文化芸術活動の支援	・文化芸術発表・交流活動支援事業の拡充
鑑賞機会の拡充	・次期指定管理者の募集において、文化芸術公演事業の実施回数を、前回の公募条件を上回るものとする ・イベント等に関する情報発信の強化
文化教育の更なる推進	・県と連携した児童向け文化芸術事業の充実 ・文化芸術の未来を担う若者や芸術家に対する支援

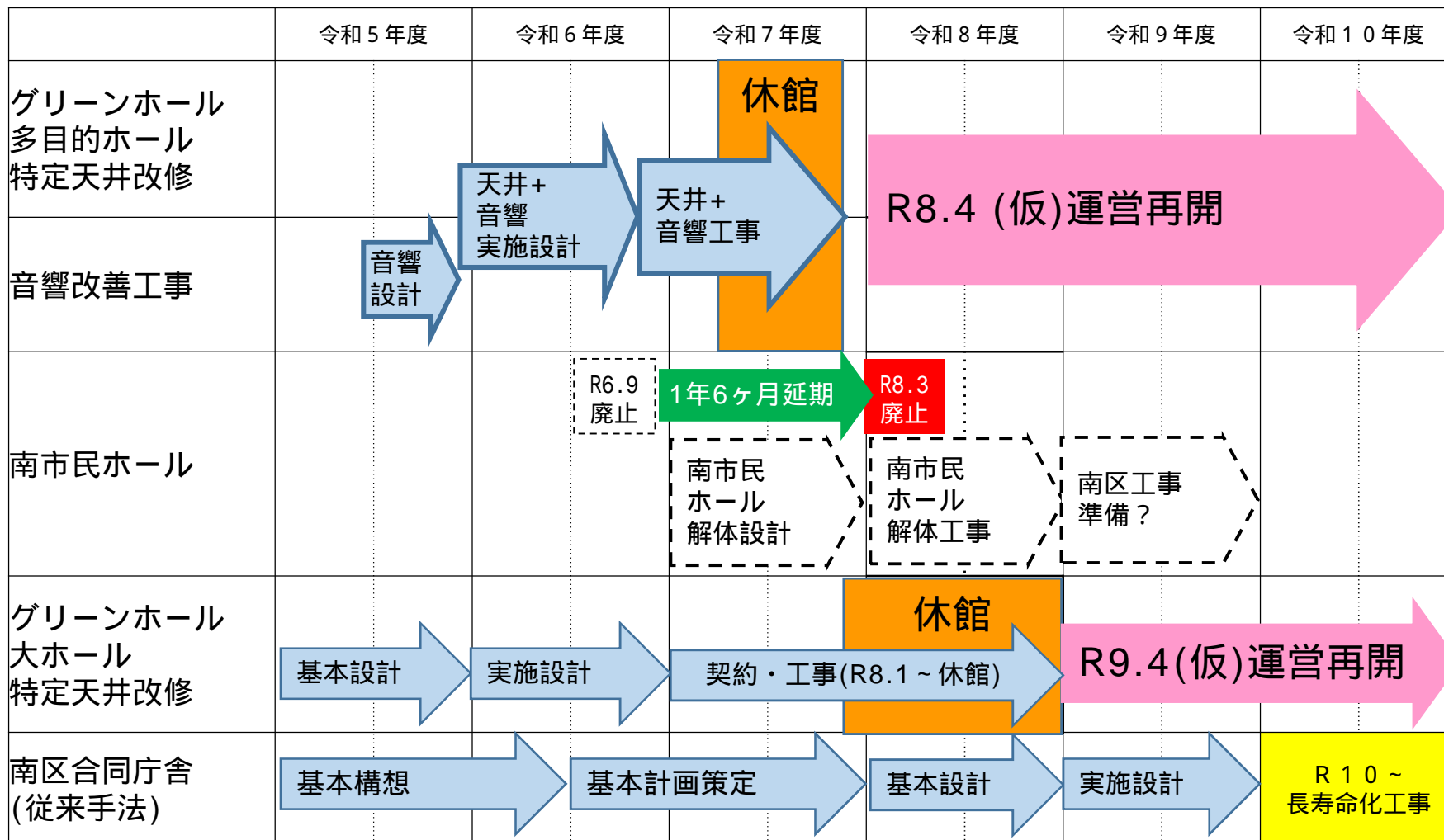


### 3 南市民ホールの方針について

南市民ホールは老朽化対策の課題が大きいため、  
やむを得ず廃止とする

これまでの市民との対話で得られた声について  
対応を講じるため、南市民ホールの廃止時期は  
令和8年3月末とする

# 4 スケジュール



## 5 今後の進め方

時 期	内 容
9月議会	部会説明
12月議会	市民会館条例改正案の提出 (本則) 南市民ホールに係る規定の削除 (附則) 廃止までの間、現指定管理者に管理を 委ねることについて規定を追加
3月議会	議案提出 「指定管理者の指定について」

## 1 相模原市体育館の廃止に向けた検討について

【市民局】

## (1) 主な意見等

(市長) 弓道協会とレクリエーション協会と対話を重ねてきた中で、反応はいかがか。

(市民局長) 施設の老朽化についてはご認識いただいている。また、代替場所については、両団体ともに高齢化が進んでいることから、なるべく近い場所で代替施設が欲しいと言われている。こうした中で、例えばレクリエーション協会については障害者が参加する活動も行っているのので、けやき体育館を代替場所として使っていただくことなどが考えられる。

(市長) 代替場所として学校体育施設を活用することはできるのか。

(市民局長) 使用するには団体登録が必要だが、既に登録団体が多いことから新規の登録を受け付けていない学校が多い。

(市長) 限られた市の財産なので、学校施設についても有効に活用していただきたい。教育委員会も積極的に学校施設開放の取組を推進していただきたい。

(市長) レクリエーション協会からの意見で、跡地が決まっていないのに廃止するのはおかしいとの意見もある。跡地利用についてはどのような検討が行われるのか。

(財政局長) 跡地利用については、未利用資産活用・調整会議で検討を進めることが基本だが、市体育館は本庁舎及び周辺施設の在り方検討を踏まえながら議論していく形となる。

(市長) 今後のスケジュールにおいて、令和6年1月に利用団体周知との説明であったが、説明のタイミングが遅いのではないかと。部会説明の後に、速やかに利用団体に周知をするなど再検討が必要である。

(市民局長) 弓道協会とレクリエーション協会には部会説明後、取り急ぎ個別に説明していきたいと考える。

(石井副市長) 市長からの意見もあったように、利用団体への周知の時期は再検討をする必要がある。

(奈良副市長) 行財政構造改革プランで定めた事項については、様々なご意見をいただく中で場合によっては少し時間をかけながら進めていく必要もあるかと思うが、一方で、市長の意思で決めたプランであるので、何度も対話を重ねながら着実に推進する必要もあると考える。

(石井副市長) 行財政構造改革を推進する立場として、廃止時期を延期することの説明はどのように行うのか。

(財政局長) 市体育館については、行財政構造改革プランの第1期中の取組として、廃止に併せて代替場所の確保に努めますとの表現をしている。廃止時期が延びることで取組の進捗としては遅延しているが、利用団体等との対話により、代替場所の確保に向けた取組を着実に実施しているというご説明をする形になる。

(奈良副市長) 施設を廃止する際は跡地利用もセットで考える必要がある。廃止を決定してから考えるのではなく、できるだけ同時進行で考えていく必要がある。

(市長) 様々な議論をしてきたが、老朽化が著しいことから施設廃止はやむを得ないと考ええる。弓道協会やレクリエーション協会とは引き続き、代替施設などについて対話を行っていただきたい。また、跡地利用については、早急に議論を進めていただきたい。

(大川副市長) 原案を一部修正し承認とするが、戦略会議で出た事項については対応を着実にお願いしたい。

## (2) 結果

原案を一部修正し、承認する。

## 2 南市民ホールの方針について

【市民局】

## (1) 主な意見等

(市長) オープンハウスで、廃止をやむを得ないと選択したのはどのような理由からか。

(市民局長) 選択理由で多い順として、他にもホールがあるから廃止をしてもやむを得ない、市の財政が厳しいならばやむを得ない、利用をしていないので廃止をしても良い、それ以外、という結果となっている。

(市長) 音響改善工事の工期が起因して1年半延長につながるのか。

(文化振興課長) 音響改善工事を実施するにあたっては、音響設計が必要となることから相応の期間を要する。

(市長) 南区合同庁舎のあり方検討での調整状況はいかがか。

(南区長) 今年度から検討組織を立ち上げて南区合同庁舎の在り方検討を進めているところだが、南市民ホールについては廃止が決定していない状況なので、議論は進んでいない状況である。

(市長) 代替場所については、各団体へどのように説明するのか。

(市民局長) 戦略会議で承認となれば、部会説明後に署名をいただいている団体などに速やかに代替場所などについて説明をする予定である。

(市長) 代替場所として、民間企業などから貸していただける施設はあるのか。

(市民局長) 民間企業が貸していただけるホール等については、現時点では把握していない。

(市長) 今後は民間企業などにも聞いていただくなど選択肢を広げてもらいたい。

(石井副市長) 行財政構造改革プランでは、廃止ではなく集約化という位置付けとなっていることから、集約化を検討するにあたって、どの施設を対象とし、どのような議論があったかなどしっかりと説明ができるよう整理してもらいたい。

(教育長) 音楽関係者の意向を踏まえ音響改善工事を実施すること、利用者に寄り添った対応でありとても良いと感じる。また、代替場所については活動団体にしっかりと伝わるよう周知していただきたい。

(市長) 教育長からも発言があったように、周知の仕方を工夫して活動団体の皆様にとしっかりと伝わるよう情報発信してもらいたい。また、跡地活用についても、利用者が不安にならないよう早急に議論を進めてもらいたい。

(大川副市長) 原案を一部修正し承認とするが、戦略会議で出た事項については対応を着実にお願いしたい。

## (2) 結果

○原案を一部修正し、承認する。

以上